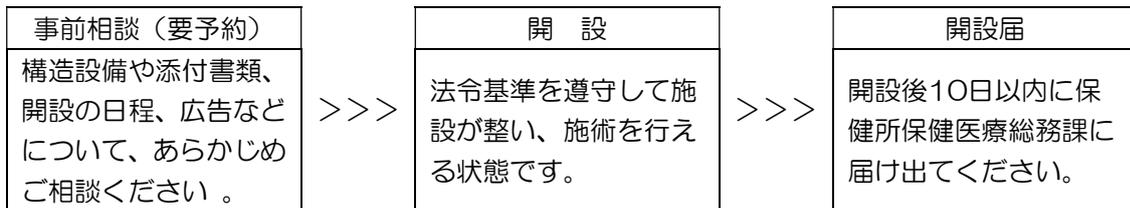


施術所開設の手引き

この手引きは、あん摩マッサージ指圧業、はり業、きゅう業又は柔道整復業を行なう施術所の開設に必要な事項について説明しています。

1 開設届

(1) 開設のながれ



(2) 開設の手続き（開設届を開設後10日以内に保健所に提出してください。）

提出書類		提出部数	注意事項
施術所開設届		1	○柔道整復とあん摩マッサージ指圧・はり・きゅうでは様式が異なります。所定様式は保健所保健医療総務課で配布しているほか、高崎市のホームページからダウンロードすることができます。
添 付 文 書	施術業務に従事する者の資格免許証の写し及び本人確認書類の写し	1	○届出時に資格免許証及び本人確認書類の原本の提示が必要となります。（開設者が原本と照合したことを証明する書類が添付されている場合は不要。） ○本人確認書類は、公的機関等が発行したものに限り、なお当該確認書類に顔写真が写っていない場合は、2種類の公的確認書類をご用意ください。
	施術所の平面図及び見取図	1	○平面図 ・各室用途、寸法、面積、窓、外気開放面積、換気装置、空調装置、消毒装置、ベッド、機器類、什器類、その他構造物等の位置を記入したもの。 ・待合室と施術室が明確に区別できるよう図面上で色分け等をしてください。 ○見取図 ・施術所の所在場所がわかるもの。（住宅地図等） ・敷地及び建物の配置がわかるもの。
	開設者が法人の場合 登記事項証明書	1	○目的に施術所の運営が含まれている必要があります。
	開設者が個人の場合 当該開設者の本人確認書類の写し	1	○届出時に本人確認書類の原本の提示が必要となります。 ○本人確認書類は、公的機関等が発行したものに限り、なお当該確認書類に顔写真が写っていない場合は、2種類の公的確認書類をご用意ください。

※届出者の控えが必要な場合は、2部持参してください。（受付印を押印の上、1部お返しします。）

(3) その他

- ① 開設者が個人の場合における開設届の提出に際しては、開設者の本人確認を要するため、開設者本人による窓口での手続きを原則とします。(出張専業業務開始届、滞在業務開始届の提出の場合も同様です。)

〔参考通知〕

平成 26 年 1 月 7 日 医政医発 0107 第 1 号 厚生労働省医政局医事課長通知

「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 9 条の 2 から第 9 条の 4 まで及び柔道整復師法第 19 条の規定による施術所の開設届等の際の資格確認の徹底について」

- ② 開設者が業務に従事する施術者の資格免許証及び本人確認書類の原本と照合したことを証明する場合の例は次のとおりです。

【例 1】

別紙を添付して証明する場合

<p>この届出に添付した業務に従事する施術者の資格免許証及び本人確認書類の写しは、いずれも原本と相違ないことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>開設者住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地) 開設者氏名 (法人の場合にあっては、名称及び代表者の職氏名) (印)</p>

※法人の場合は、法人代表者印を押印してください。

【例 2】

資格免許証の写し及び本人確認書類の写しのそれぞれの余白に必要事項を記載し押印して証明する場合

<p>本書は原本と相違ないことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>開設者住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地) 開設者氏名 (法人の場合にあっては、名称及び代表者の職氏名) (印)</p>
--

※法人の場合は、法人代表者印を押印してください。

- ③ 期間施術所 (1 日施術所) の開設の場合

イベント等に伴う期間限定の施術所 (1 日施術所) 等を開設する場合は、次の事項に留意してください。

- 必ず建物内部の室 (四方が固定壁または同等の機能を有すると認められるもので囲まれている場所) を施術所とし、施術室と待合室を明確に区分してください。
- 屋外テント (仮設テント等) での開設はできません。

2 構造設備基準

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則第25条及び柔道整復師法施行規則第18条により、当該業務を行う施術所には構造設備基準が設けられています。開設にあたっては下記の事項に適合しなければなりません。

- ① 6.6㎡以上の専用の施術室を有すること。
(※6.6㎡未満の室が複数あり、合算面積が6.6㎡以上となるものは不可)
- ② 3.3㎡以上の待合室を有すること。
- ③ 施術室は室面積の1/7以上に相当する部分を外気に開放できること。ただし、これに代わるべき適当な換気装置（エアコン、換気扇等）が設置されている場合はこの限りではない。
- ④ 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。
※はりを業とする場合には、オートクレーブ又は乾熱滅菌器等も設置すること。ただし、使い捨てのはりのみを使用する場合はこの限りではない。なお、使用済のはりの保管及び廃棄は安全な方法で行うこと。
- ⑤ 施術所は、住居・店舗等と構造上独立していることを原則とする。（出入口を別に設ける等明確に区画することが望ましい。）〔指導基準〕
- ⑥ 施術室と待合室の区画は、原則として固定壁で上下左右完全に仕切られていること。
〔指導基準〕
- ⑦ ベッドを2台以上設置する場合には、各々パーテーション、カーテン等で仕切り、患者のプライバシーに配慮すること。〔指導基準〕

○あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうと柔道整復の両方の業を行う施術所の場合、それぞれの開設届が必要です。その場合には、下記の事項に注意してください。

- ① あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうと柔道整復の両方の業を行う施術所の場合は、固定壁等で区画されたそれぞれの施術室（施術室への出入り口も別）を有すること。
- ② あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうと柔道整復双方の免許を有する同一の施術者が一人のみで双方の業を行う場合（当該施術所の施術業務従事者が一人のみの場合）に限っては、施術室は兼ねても差し支えない。ただし、施術業務従事者の雇用等により、複数の施術者が同時に施術を行うことができることとなった場合は、その時点であん摩マッサージ指圧・はり・きゅうと柔道整復のそれぞれ別の施術室が必要となる。
- ③ 待合室・玄関は別々に設けることが望ましいが、十分なスペースがあれば共用することはやむをえない。

※原則として、施術所の名称、使用する器具類、広告を共有することはできません。

3 衛生上の措置

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則第26条及び柔道整復師法施行規則第19条により衛生上必要な措置が定められています。施術室の清潔や使用するタオル等の物品の管理には十分気を付けてください。

- ① 常に清潔に保つこと。
- ② 採光・照明及び換気を十分行なうこと。

4 名称に関する規制

医療法、医師法に抵触するおそれのある名称は使用することができません。

医療法第3条

〔類似名称の使用制限〕

病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所、医院その他病院又は診療所に紛らわしい名称を付けてはならない。

医師法第18条

〔名称の使用制限〕

医師でなければ、医師又はこれらに紛らわしい名称を用いてはならない。

※あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうと柔道整復の両方を行う施術所の場合、それぞれ別名称とすることが望ましい。

※あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうと柔道整復の施術所であることが分かる名称にしてください。

※当該施術所の所在位置の近隣に、既に開設されている施術所がある場合は同一の名称は避けてください。

※その他誤解を与える名称（医学的な治療を行っているとは誤認されるような名称等）は避けてください。もちろん広告できない事項を含むことはできません。（詳細は、「5 広告に関する規制」を参照してください。）

5 広告に関する規制

施術所の広告は、原則として法令に定められた事項以外は広告することができません。

(1) あん摩マッサージ指圧業、はり業、きゅう業で広告できる事項

- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条第1項
あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゅう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。
- 一 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
 - 二 業務の種類（あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業）
 - 三 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
 - 四 施術日又は施術時間
 - 五 その他厚生労働大臣が指定する事項
- 上記第5号で厚生労働大臣が指定する事項（平成11年3月29日 厚告第69号）
- (1) もみりようじ
 - (2) やいと、えつ
 - (3) 小児鍼（はり）
 - (4) 施術所の開設の届出をした旨
 - (5) 医療保険療養費支給申請ができる旨
（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
 - (6) 予約に基づく施術の実施
 - (7) 休日又は夜間における施術の実施
 - (8) 出張による施術の実施
 - (9) 駐車設備に関する事項

(2) 柔道整復業で広告できる事項

- 柔道整復師法第24条第1項
柔道整復の業務又はこれらの施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。
- 一 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
 - 二 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
 - 三 施術日又は施術時間
 - 四 その他厚生労働大臣が指定する事項
- 上記第4号で厚生労働大臣が指定する事項（平成11年3月29日 厚告第70号）
- (1) ほねつぎ（又は接骨）
 - (2) 施術所の開設の届出をした旨
 - (3) 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
 - (4) 予約に基づく施術の実施
 - (5) 休日又は夜間における施術の実施
 - (6) 出張による施術の実施
 - (7) 駐車設備に関する事項

(3) 施術所の広告に関する注意事項

広告可能な事項を広告する場合であっても、技能、施術方法又は経歴等に関する事項については広告できません。(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第7条第2項及び柔道整復師法第24条第2項)

6 その他

(1) 変更届

届出内容に変更があった場合は、変更後10日以内に保健所に提出してください。なお、下表のとおり変更内容によって添付書類が異なります。

提出書類		提出部数	注意事項	
施術所開設届出事項変更届		1	○あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうと柔道整復では様式が異なります。所定様式は保健所保健医療総務課で配布しているほか、高崎市のホームページからダウンロードすることができます。	
添付書類	構造設備の変更のとき	施術所の平面図	1	○変更前、変更後の図面を添付してください。 ○ベッド・機器類の配置、各室の用途、寸法及び面積、外気開放面積と位置又は換気装置の位置、消毒設備等の位置を記入してください。 ○変更部分を朱書き等により明示してください。 ○必要に応じて、変更後の状態がわかる写真を参考提示いただく場合があります。
	業務に従事する施術者の変更のとき	業務に従事する施術者の資格免許証の写し及び運転免許証等の本人確認書類の写し ※減少のときは添付書類なし	1	○変更前、変更後の従事者を記入します。 ○新たに追加した者の資格免許証の原本(開設者による原本証明が添付されている場合は不要。) ○新たに追加した者の運転免許証等の本人確認書類の原本(開設者による原本証明が添付されている場合は不要。) ○本人確認書類は、公的機関等が発行したものに限り、なお、当該確認書類に顔写真が写っていない場合は、2種類の公的確認書類をご用意ください。
	施術所名称の変更のとき	添付書類なし	1	○必要に応じて、変更後の名称がわかるもの(看板の写真等)を参考提示いただく場合があります。
	開設者の住所、氏名(開設者が法人の場合にあっては、当該法人の主たる事務所の所在地又は名称)を変更したとき	登記事項証明書(法人開設の場合に限る)	1	○法人開設の場合は、変更前、変更後の履歴を確認するため、登記事項証明書を添付してください。 ○区画整理に伴う地番変更等の場合は、「換地処分変更証明書」等の写しを添付してください。

※届出者の控えが必要な場合は、2部持参してください。(受付印を押印の上、1部お返しします。)

※あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうと柔道整復では様式が異なります。

※開設者自体が変更になったときや、施術所の所在地が変更になったときは、変更届ではなく、既存施術所の廃止届及び移転後の新たな開設届の提出が必要になります。

(2) 休止届

施術所を休止した場合は、休止後10日以内に「施術所休止・廃止・再開届」を保健所に提出してください。〔提出部数：1部（控えが必要な場合は2部）〕

※あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうと柔道整復では様式が異なります。

(3) 廃止届

施術所を廃止した場合は、廃止後10日以内に「施術所休止・廃止・再開届」を保健所に提出してください。〔提出部数：1部（控えが必要な場合は2部）〕

※あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうと柔道整復では様式が異なります。

(4) 再開届

休止していた施術所を再開した場合は、再開後10日以内に「施術所休止・廃止・再開届」を保健所に提出してください。〔提出部数：1部（控えが必要な場合は2部）〕

※あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうと柔道整復では様式が異なります。

※再開するとき、休止前と従事者が変更になっている場合は、(1)の変更届も併せて提出してください。

高崎市保健所

保健医療総務課 医事薬事担当

電話 027-381-6111

FAX 027-381-6124

平成31年3月1日
